

論文

市民、市民層、市民性

マンフレート・ヘットリング

(川崎聡史 訳 平松英人 監訳)

(〔 〕内は訳者による補足)

歴史的な基本概念

「市民」(Bürger)は、その定義の核心部分において、古代に誕生してから近代(Moderne)への移行期まで公共団体の政治的特性に関係してきた概念である。しかしながら、18世紀以来、政治的・経済的・文化的な複雑で多くの条件が市民概念に統合された。それが歴史の中に誕生した時点、つまり古典古代のギリシャにおいては、都市におけるある特定の法的形態の内部で共に生活する者の共同社会(Gemeinschaft)、つまりある特定の政治的体制内、あるいはその下で生活していた「市民」を指していた。共同生活のこの特別な形態は、「市民社会」(Bürgerliche Gesellschaft)(ギリシャ語:koinonía politikè, ラテン語:societas civilis)の中で全ての権利を持つ構成員が、同様に統治すると同時に統治されたという特徴を持っていた。この点において市民社会は、支配者と被支配者をはっきりと分ける他の支配形態から区別されてきた¹⁾。時代の点から見ると、市民概念の始まりは古代ギリシャにある。地域の点から見ると、ギリシャ半島での始まりから〔共和政〕ローマとローマ帝国を経て、中世の都市法を通してヨーロッパ諸都市へと向かい、近世の国家建設に伴って最後には誕生しつつあった国民国家と北アメリカへと広がった。

「市民」概念は、こうして地域的にも歴史的にも、「古いヨーロッパ」で発展し、政治的まとまりと政治的参加を焦点とした歴史的な基本概念である。その後、18世紀以降、この概念は社会的・文化的次元を拡大した。それ以来初めて、その概念は生活様式についての自己、および他者の名称として使用できるようになった。一方で、このことは今日に至るまで常に新たに登場する状況への適応を可能にしている。しかし、また他方で政治と論争上での対立を助長してきた。「西洋」を越えたその概念性の普及もまた、「市民概念の」潜在力が持続していることの指標として有効である。18世紀のイギリスの支配に対するアメリカ独立戦争

や1789年のフランス革命は、この概念の潜在的に反権威的で革命的な次元を際立たせた。他方でまた、19世紀後半からの日本の改革プロセスでは、この概念〔の意味〕領域は支配の近代化と安定化のために受け入れられることができた²⁾。

それゆえ、この現象の分析のために、まず第一の点として「市民」の概念性とその意味論上の伝統が検討される。その際には明確化のため、および通時的な俯瞰として、市民とは何であるのかに関する事典類での記述も紹介する。次に第二の点として、18世紀後半以降に初めて市民身分から生まれ、新たな職業集団の統合を通して形成された「市民層」の社会的形態について述べることができる。第三の点としては、この多様な市民的な中間階級がある一つの特殊な社会形態へと統合される際に、みずからへと意識が向かう傾向と同時に、上と下とに対する差異化戦略であるとともに、上と下とに浸潤する境界線を伴いながら、「市民性」のある独自の文化モデルに基づいていたことである。

I. 政治社会的に形成されたものの歴史的な基本概念としての「市民」

歴史的な概念の分析のためには、分析上のアプローチと自己、あるいは他者記述の機能との区別が考慮に値する。樹木の年輪のように、市民〔概念〕の意味論の意味範囲と市民的關係の基本構造は拡大した。理念型として単純化すると、様々な分析上の次元が成立した三つの歴史的な時期を挙げることができる。

古代以来、政治的内実、根本的なものであり不可欠なものであった。この市民概念は、政治的支配様式のある特定の形態、互いに等しい市民が自身の政治的および社会的関心を表明し、追求することのできる、法的原則によって組織された社会を焦点としている³⁾。古代において市民は、都市の持つ限定された支配領域、ギリシャの「ポリス」(polis)やローマの「キヴィタス」(civitas)と明白に結びついてきた。支配への関与は、市民にとって本質的なもの

だった。しかし、その前提は変化した。アリストテレスにとっては、ポリスの市民の支配への関与は、オイコス、つまり「家」における支配の実行と結びついており、これは女性、子ども、奴隷、非自由人のような他者に対するものであり、経済的活動からの解放と結びついていた。市民の政治的自律性は、これによってまた想定された経済的自給自足に基づく⁴。古代のポリスの市民と中世の都市市民は、1789年の近代的な「シトワイアン」(*citoyen*)や20世紀の「公民」(*Staatsbürger*)と同様の、こうした政治的関係の出現形態のバリエーションに過ぎず、これは色褪せない魅力を持っており、近代にはその生誕の地、西洋を大きく越えて広まった。

中世にはその意味内実の経済的次元が拡大した。今やこの概念にとって「労働」は、[政治的関係と]同様に本質的なものになった。なぜなら市民は、封建的貴族から自身を区別する際に、都市における市民的自由によってのみではなく、同様にその営業活動によっても定義されたためである⁵。「市民」は、中世都市においては特に商人と手工業者であった。これによって労働は、経済的に有用な活動として概念理解に肯定的に組み込まれた。市民の都市での生活圏は、城塞(*Burg*)の支配領域によって定義された。語の歴史から見ると、「市民」(*Bürger*)は、空間的に限定された比較的小さな支配空間としての「城塞」に属している(中高ドイツ語では *burc, borg, burg* は、支配者の所在地、堅固な防御のなされた都市、換喩的にはその住人として用いられる)。特に全く別の支配形態が存在した農村社会との違いも意味されている。この中高ドイツ語の言語伝統は、ドイツ語においては支配的となり、ラテン語の語彙の受容は何の影響も及ぼさなかった⁶。

しかし、都市のすべての住民が「市民」と称されることは決してなかった。この概念は、引き続きある特別な法的立場を持つ住民のみを含んでいた⁷。中世の社会秩序において権利と義務は、常に身分によって区別され、個々の明らかに互いに区別された部分集団に付与されるのみだった。その後、都市の市民である権利から、個々人に対する都市同盟による集団的保護が生じた。これによって、生業および所有の機会、政治的参加の資格、そして通常は「都市」防衛の義務が生まれた⁸。

そして最後に第三の点として、18世紀以降の近代的「市民」概念は、共同生活を文化的に形作り、それを制度化し、そして主体を構成する領域もまた含むようになった。市民の文化や生活様式について語るができるようになるのは、それ以降のことである⁹。

絶対主義の誕生と初期近世的国家形成の文脈における近代に、市民概念が拡張された。これは主権を持つ中央権力下で統一された臣民連合の成立、およびアリストテレス的な、国家における全ての領域を包括する「ソキエタス・キ

ヴィリス」(*societas civilis*)と「市民社会」(英語:*civil society* フランス語:*société civile*)への分離を反映している。市民は、政治理論においては今や「市民社会もしくは共和制」(*societas civilis sive res publica*)における支配の担い手ではもはやなく、国家の「臣民」や下位の地域レベルにおける「都市市民」へと格下げされた¹⁰。王侯との結びつきの中で身分の違いがこのように平準化されたことは、したがって「公民」としての国内での政治的平等へと至る道での大きな一歩であった。市民は「国有化」によって、まず「臣民」を意味し、それと並行して政治的な価値の切り下げ(参加の権利の喪失)が進み、古い都市市民的な関係も排除されていった。

フランスの啓蒙時代には、「ブルジョア」と「シトワイアン」が対照されるようになる地盤を準備する論争が先鋭化した。もともと都市住民という意味では同義語であったのだが、18世紀後半に二つの用語へと空間的(都市の住民としての「ブルジョア」と国家の住民としての「シトワイアン」)にも、社会的(財産があり他者を雇用する都市住民としての「ブルジョア」に対して、一方で経済的側面が薄れた「シトワイアン」)にも、そして政治的(「シトワイアン」は国家レベルにおいて有権者となった)にも分化し始めた。ドイツにおいては、このような対照的な意味の蓄積はなかった。18世紀半ばには、(国家における)臣民と(「ソキエタス・キヴィリス」における)市民は、全くもって当然のように並列していた。例えばヨハン・ハインリヒ・ゴットロープ・フォン・ユスティは、市民の美德として従順さ、納税に関する倫理性、忠実さ、そして利己心の抑制を挙げている¹¹。

都市の支配に関与する市民から、従順でそれによって受動的な公民への変容は、[市民]概念から政治的関与の次元を排除した。しかしこのことは、初期近世の国法上の議論において、国家の介入から(政治的能力を奪われている)個人を保護することを目的にして、長期的には剥奪不可能な権利を所有する人間と市民の確立を導いた¹²。1789年以降の、そしてフランスにおいて「シトワイアン」に革命に関係する意味が蓄積して以降の、またカント以降の国法哲学では、法的に保障された市民の自由は、通常、権威によって庇護されるべき幸福ではなく、国家第一の目的となった。これによって政治的次元が、市民概念と再び密接に、しかし今や国家レベルにおいて結びついた。参政権の規定をめぐる論争は、これによって国家における市民としての個人が参与するための経済的(財産評価、三級選挙法)、社会的(世帯主、自立性)、文化的(教養)な前提についての社会的交渉プロセスとなった。というのも共通の公民権は、市民権に関しては古代から当然であったような、単純な法的な排除を不可能にしたためであった¹³。

「市民」の意味論は、常にまた一部の民衆の自己認識を

表している。この一部が他の民衆から法的、社会的、文化的、または政治的基準のどれで区別されたかは、ヨーロッパの伝統においては、現在と同じように相違がある。18世紀に至るまでのヨーロッパの伝統では、市民概念の内部では法的政治的要素が支配的だった。1800年前後の「鞍部時代」(Sattelzeit)以来、次第に定義の中心的な軸としての権利から概念理解が切り離された。「市民身分」という古い用語の風化と、「市民層」のようなより新しい言葉の登場を考えてみてほしい。確かにこうした権利に関する下地は、公民概念にも依然として含まれていたが、それが一般化することで後景へと退いた¹⁴。他者を記述する概念として、そして論争で攻撃をむける方向性においても、この概念は、18世紀や19世紀初頭のように、貴族身分制的な世界からの区別を、今はもはや第一の目的にはしていない。その代わり内側と外側に向かって、軍隊の英雄的な生活形態と国家主義的、権威主義的(大抵、市民的・市民社会の概念の強調を伴っている)形態からの区別に貢献している。これと並んで、「ブルジョアジー」としての市民に対する社会主義的色彩を帯びた批判、および公共空間における「市民的なもの」へのルサンチマンは、今日まで途切れることなく生き続けている。結果として、18世紀以来、市民概念の中には政治法的な支配の次元、経済的社会的側面、および文化的なアイデンティティと世界を意味づける潜在力とが同時に含まれている。しかし、社会的、および政治的に概念が用いられる際には、通常は個々の側面と領域に集中する。これは、市民概念に柔軟で多義的、多面的で論争的な意味づけを可能にしている¹⁵。

近代の国家建設過程で生じた主権者への支配権の集中は、市民を臣民連合体の構成員へと変えた。これは、生まれながらの身分に従って構想され、諸権利として固定化された差異を平準化しながら進展した。「市民社会」は、これ以降初めて、政治理論においては支配から切り離された欲望の体系(ヘーゲル)として、あるいは生産関係によって規定されたブルジョア的階級社会(マルクス)として解釈可能になった¹⁶。様々な点から見て、19世紀の市民社会は、過去の身分制度の継続と民主主義による挑戦の間の「移行社会」¹⁷であった。

鞍部時代以来、もはや法的ではなく社会的な不平等が、社会的地位を決定する重大な要因となった。マルクス以来、社会的差異が、市民社会に対する批判の中心に進み出た。人間に対する普遍主義的で平等な見方が市民に影響を与え、あらゆる社会的不平等の存続は、それが正当化されなくてはならない状況に置かれた。そしてその社会的不平等は、容易に市民社会に反対する政治的動員に利用されえた。これによって、前近代のそれ自体が政治的な市民社会(*societas civilis sive res publica*)から、革命後の近代的で経済的要因によって規定された市民社会への移行は、市民を

言葉で表現する枠組みと、市民を実際の歴史上に特徴づけるための枠組みも、ともに根底から変化させた。ここでは実際に誰が市民であり、何が個人を市民にするのかは、未解決のまま残された。ドイツにおいてこれは特別な問題として現れた。というのも[市民は]非常に多様な意味を持つにも拘らず、常に同じ言葉を用いざるを得なかったためであった。

最後の問いとして、市民社会は、どの程度階層的に構造化された男女区別の上に作り上げられたかというものがある。支配秩序(*societas civilis sive res publica*)として、市民社会に能動的に参与することは、男性に留保された¹⁸。18世紀には、社会文化的次元での市民概念の拡張によって、女性のための新たな行動の選択肢もまた変化の過程にあった市民社会の中で生まれた。確かに女性の政治的参加は、ほとんどの国々で20世紀に至るまで妨げられ続けていたが、文化的社会的な生活圏において女性は、すでにはるか以前から活発な市民であった。それゆえに市民社会のこれまでのモデルが、女性解放によって根本的に疑問を呈されて過去のものになったのか、あるいは市民的生活モデルの持つ変容力と改革力の例であるのかについては、今日まで議論が続いている¹⁹。

ドイツの事典類における「市民」

事典での記述をもとにして、「市民」の意味の中心的要素を突き止め、時代による変化をたどることができる。18世紀の事典は、市民の意味に関して未だに都市の伝統と都市市民の次元(市民権)にもっぱら注目しており、市民を臣民から区別している²⁰。その後、1800年頃の革命的な分岐点以来、平等主義的で法的な同権を焦点とした貴族への対抗関係が加え入れられた。これは当初は攻撃的であったが、後の版ではより控えめなものとなった。『ブロックハウス』は、1819年に市民身分を部分的にはすでに「すべての自由人を包括する多人数からなる階級」という近代的な用法を用いて記述しているが、自由な出自という特性を強調しており、この視点では未だに古い伝統的な理解に拘束されていた。

根本的なことは、知識層の統合が進展したことにある²¹。18世紀には彼らはまだ独自の身分であり、都市市民層と並んで、大学内では特殊な裁判権にも服していたが²²、今や知識層(教授、聖職者、法律家など)は、より広く不均質な階層を含んで形成された「市民的な人々」の一部として理解された。そこには19世紀には無論、手工業者、商人、そして他の中規模商工業者層も含まれた。それ以来、初めて「教養市民」のような概念が、市民の部分集団に対する呼称として意味を持つようになった²³。ここで見逃されてはならないのは、この語自体は第一次世界大戦後に生まれ、第二次世界大戦後に初めて普及したというこ

とだ²⁴。

ドイツ帝政末期には、プロレタリアートと市民層の間の対立が問題とされたが、これはむしろ副次的なものだった。1918年の政治的断絶は、事典類での市民概念の記述に後々まで残るような影響をほとんど及ぼしていない。市民概念が特に現れたのは、当時まさに中心的な問題となった公民権が法的地位を一般化する中であった。その一方で、より古い都市市民的な特性は、歴史上の前史として語られた。ここで注目すべきは、1919年のヴァイマル憲法によって、国家と地方自治体レベルでの法的平等（ゲマインデと州レベルでの階級と財産基準に基づく選挙法の廃止）が達成されたその時点で、法的地位との関係における価値が高められたのではなく、事典において「身分」として記述された「市民層」の特性を定義するために、初めて「文化的特性」が指摘されたことである²⁵。これによって法的規定の平準化と文化的質による差異化が並行して進み、市民社会での平等性と差異の本質的な弁証法を指し示されている。

ナチ期に編纂された事典では、確かに引き続きゲマインデや国家に対する個人の法的立場が、市民の定義の核心的要素として言及されたが、同時に「公民と民族同胞」が互いに乖離し、市民の「民族」への有機的な帰属性が排除されているという批判がなされた。それゆえにまた、市民的な「生活形態」は、ナチの民族共同体において克服されなければならないという政治規範的な要請でもあった²⁶。

東ドイツにおいては、市民と住民はもはや区別されなかった。「(国家・市民としても呼称される)今日の法における市民とは、自治体や国家の住民である。」と1972年の『マイヤー新事典』には書かれている。「社会主義的な市民権」として、抑圧と経済的従属から解放された上で、政治的権利、個人の自由、そして個人の能力に応じた人格発展の3本柱が挙げられている。これらは東ドイツにおいては、私有財産の制限と「独占資本の支配」の廃止によって実現されたものとされていた²⁷。ここでは同時に市民社会の中心要素である私有財産について、その廃止が個人の自由と人格発展が実現するための条件として定義されたことによって、定義上逆転されたことになった。(財産権を含まない)市民権を介して市民を政治的に定義することで、東ドイツにおいては市民の社会的次元が次第に縮小した²⁸。

ドイツ連邦共和国においては、社会階層である市民層は、1952年の『ブロックハウス』が訴えるように、「区別がとても難しい」ものであった²⁹。都市に居住していること、家屋と土地を所有していること、経済的に自立していること、特定の職業に従事していること、高等教育を受けていることのような[市民層を]定義する従来の指標は、もはや市民層の基準としてはほとんど意味がないとされた。社会的に見れば、市民層は中間層の広範で不均質な集

合体を意味しており、「中間身分」として見なされるとされた。しかし、「市民層」概念は、なおも正当なものと考えられた。というのも市民的と呼ぶことができ、居住、服装、交際形態、家庭生活、教育、文化においてははっきりと現れた特有の生活スタイル、精神的態度、身分的エトスが生き生きと保持されているとされたからであった。市民的生活スタイルが生き残ることを予測した1952年の項目における楽観的な締めくくりの文言が、1967年にはより控えめになったのは、アデナウアー一期の終わりや盛り上がりつつあった抗議運動の反市民的な騒乱のためであるだろう。市民のエトスは、「完全には消滅」しないであろうと当時予測されていたのである。その後、社会民主党と自由民主党の連立政権時代(1977年)の、歴史的説明に関して極端に短縮された項目では、進歩的政治的勢力としての市民層の歴史的意義は、19世紀に労働者層に受け継がれたが、市民的生活スタイルは、引き続き実体を保ち、生活規範と上昇目標として影響力を持ち続けていると記述された³⁰。

最も新しい版においては、市民像はますますあいまいなものとなった。一方では、オルタナティブな文化の近代的な対抗運動を含む「解放・革命的市民層の伝統」への指摘のような古い政治的含意が再生産された³¹。他方で、「社会階層」として市民層が記述されることで、社会史的に縮減された市民層理解がこれと結びついた。この事典の記述においては、「市民層」が社会的次元に縮減された場合に生まれる多くの問題が、フェードアウトしている。第一に、労働者でも農民でも貴族でもないがゆえに、量的にずっと多い中間的存在が、所属と定義を持たないものとされる。第二に、定義と区別の中心的基準としての物質的財産への指摘は、規範的には維持できるが、実証的に証明することができない。そして第三に、統合枠組みとしての市民的な生活様式の指摘は、少なくとも市民の社会的特徴と同じくらい不均質な現象に立ち戻ってしまっている。

II. 社会的に形成されたものとしての「市民層」

「市民層」概念は、19世紀になって初めてより古い身分概念との競合の中から生まれ、もともと社会文化的な一体性よりも、むしろ共通の観念的または政治的特性を焦点としていた。しかし、現代では特にあるひとまとまりの集合概念として、中間層の多様な社会的形態を表すための集合的単数形として理解される。すでにその歴史の始めの時点で、社会経済的および文化的次元が交差し、その区別の困難さが示されているために、「市民層」の明確な定義も難しいことは明らかである。ドイツ語においては、この概念は社会を階級のカテゴリーにおいて理解し、記述しようとする政治的社会的戦略から生まれたのではなく、「階級の概念において社会を捉えることを拒否する表現」³²として

生まれた。こうした緊張関係から、市民層の意味を社会史的に定義しようとする後世のあらゆる努力は逃れられない。また近代の社会史も概念と現実の間のこの矛盾を、あらゆる理論上定義上の努力にも拘らず、解決できなかった。

歴史研究は、市民層の定義に際して二つの問いに答えなければならない。社会のどの部分が一般に市民層として理解されるのかということ、およびより解明が難しい問いとして、何が社会史的に定義され区別された市民的な部分諸集団を、市民層という共通の社会的に形作られたものへと結び付けているのかということである。言い換えると、何が市民層としての共通性を作り出しているのかということと、何によってこの社会的に形作られたものが他から区別されるのかということである。

最初の問いは、表面上だけなら簡単に答えることができるように見える。18世紀に身分秩序が融解する中で、多くの新たな職業集団が登場した。特定のリソース、特に知識、専門的な能力、特別な職業理解、営業活動のための財産の使用、またあえて消費をしないという心構えによって、彼らに本来の使命とされる領域と、これによる収入と利得を得る機会が生じた。古い身分制的社会・支配秩序の彼岸で、社会的上昇が政治的上昇よりも早くに達成された。彼らの持つ機能に注目してみると、彼らにしばしば都市市民権の保持が許されていたことは珍しくもなく、また決して一般的でもなかったこととはいえ、彼らを「新たな市民的な人々」と呼ぶことができるだろう³³。彼らの教育状況と所有関係は実に多様であったが、支配者身分（簡潔に述べると貴族）でも自営農民でもなく、無産農民でもなく、従属的な職業に就いてもいないという、否定的な共通性が存在した³⁴。

社会史は、この集合を分析的に把握しようと何度も試みてきた。この問題は、ライナー・レプシウスの定式化によって概観することができる。彼は、次のように定式化している。市民層は、通常は「不均質な一連の職業集団を指し、この境界線はこれに含まれない者、つまり、貴族、聖職者、農民、労働者の排除によって決められる。このほかに残った者が市民層である」³⁵。しかし、定義上は、それに属さないということについての基準は多様であるという問題が残っている。というのも、何が例えば貴族と労働者の間の共通点であるというのだろうか。市民的な部分集団のあらゆる分類は、結局のところ二つの異なる特徴の足し算である。第一には、都市住民層の経済的自立性であり、これは自営の手工業者、商人、小売商人、様々な業種の企業家、そして金利生活者、さらにまた自由業を含む広範な多様性を含んでいる。第二には、典型的には、自由業のように高度な教育を受けているが、自立はしていない官僚と一般職員の専門的有資格者³⁶である。しかし、この財産と教

育による広く流布した足し算による定義は、いくつもの重大な問題点を含んでいる。というのも土地所有は、ここでは市民的な所有形態として理解されておらず³⁷、教育は専門分野の資格とは同一視できないからである。それゆえに学問的な資格と学問的ではない資格は、区別されなければならない。またまさにドイツにおいて特に顕著な官僚の国家との近さは、ドイツにおける官僚は市民層に数え入れられるべきであるのか否か、およびどの程度官僚は市民層の一部といえるのか、そしてこれが私たちの市民層理解にとって何を意味するのかという問いを再三にわたって投げかけている³⁸。

社会史的記述と分類をより詳細に、より正確に行おうとするほど、市民的なものをこの部分集団において挙げるのはより困難になる。歴史研究では、職業集団の複合性を指摘したり、市民的社会形態の個々の部分を、マックス・ヴェーバーを援用して、財産、生業、社会的階級として区別したりすることによって定義上の難問をしばしば避けてきた³⁹。これは個別研究では成功した。しかし、市民層を「階級」として分析するというビーレフェルト大学での特別研究領域の当初の目的は、結局失敗した。より肯定的に捉えるならば、この一大プロジェクトの成果は、市民層の階級としての性格に代わってその不均質性を強調し、各部分を分析したということである。そのため階級は、市民層研究においては宗派や文化や支配や都市のような他のカテゴリーと並列するものである。これによって、特に市民階級の立場という誤ったイデオロギー的な前提は、実証的に否定することができる⁴⁰。

これまでの研究は、しばしば地域研究の枠組み内で、あいまいに定義された有産・生業階級の多様性と階級状況に注目してきた。特にここでは、19世紀においても長らく存続した都市市民権と都市ごとの伝統が持つ意義が発見された。最も影響力のある都市研究の一つは、上記の大プロジェクトの枠外でなされたバーゼルの上級市民階層についてのもので、革新的な社会史的・社会文化史的な分析が結びつけられた⁴¹。ドイツ連邦共和国においては、ローター・ガル指導下のプロジェクトが類似の問いに取り組んだことにより、19世紀の「市民層と都市」のイメージが作り出された。ここでは、しばしば長い時間を必要とし、難航した都市市民層から近代的市民層への過渡期についてそれぞれ分析された⁴²。同時に、これと対照的に個々の職業集団についての一連の研究が行われた。経済市民、および教養市民の部分集団について、特に「市民層」の凝集条件について、全体が問題とされることはなく研究された⁴³。フランクフルト大学の市民層プロジェクトのコンセプトは、これとはっきりと区別される。市民層は、ここでは近代的なものというよりも、明らかに近代への「移行現象」として理解された。市民層は「抽象的な階層分析の構築

物」としてではなく、共通性と差異に特に注目した、その都度研究対象となる都市ごとの「現実の集合体」として分析されるべきとされた⁴⁴。社会的な階級形成、つまりヴェーバー的な意味での階級状況間での、世代内および世代を越えた移動は、今日までドイツの市民層研究では、全体としてまだわずかな研究しかなされていない。ここでの「市民層の」部分形態に関する研究の厚さは、全くのまちまちである。想定された政治史的重要性によっては、企業家は手工業者よりも国家的な意義を持っているように思われたが、史料の状態と独自の利害政治を伴う内部編成の程度に左右されるものの、多かれ少なかれ研究は存在する⁴⁵。同時に市民層概念を複数形で用い、様々な「市民諸層」の多様性が問題となる傾向が確認できる⁴⁶。しかし、こうした新しい語の創出は、この未解決の定義上の問題をただ不完全に隠蔽するものである。なぜなら複数形による区別は、共通性を構成する一つの特徴、つまり単数形をやはり前提としているからである。

これまでほとんどテーマとされてこなかったが、市民層を歴史的な長いスパンで分析するための3つの特徴が指摘されなければならない。これらの条件とそれが市民的な中間階級の形成に与えた影響を顧慮しないと、通時的な研究は、短い射程しか持つことができず、実証的な証明に基づくというよりも、19世紀の市民層の統一性と文化的均質性が想定され、後に徐々に崩壊したとする解釈へとすぐさま至ってしまう⁴⁷。しかしながら、これまでは不足しているが、今後優先されるべきは、19世紀から現在までの市民層の形態変化を扱う歴史的な分析である。

第一に、19世紀の市民層の社会的および経済的共通性を求める場合、それは厳密な区別のできる定義基準としてではなく、「経済的自立性」を指標とした量的な特徴として見出される。19世紀の市民的な人々の多数派は、経済的自立性、およびそれに基づいた自己責任、個人的リスク、自由と能力を評価する生活様式に依拠した生計を営み、そのような生活様式を作り出した。その都度「多数派」とされるものは、地域研究の枠内においてのみ、ある程度目に見える形で挙げることができる⁴⁸。19世紀の都市研究における社会構造分析によると通常、「商人」が最も普及していた社会的な類型であったということが強調される。これは、その中にはハンザ同盟都市の海外貿易大商人であるトーマス・ブッデンブロークのような人々だけでなく、普通に見てしばしば確かに裕福ではあるが、大富豪というわけでもない実業家を含むものであることは、とりわけ紡績部門では生産と売上の営業活動が幾重にも混在していたということを意識すれば理解しやすい。この限りで経済的に自立し、大抵地域に根ざし、常に財産はあるがそれだけでは裕福というわけではない「商人」が、19世紀の（都市）市民の平均的類型であった⁴⁹。

教養市民は、商人と比較して数の上では明らかに少数派であったが、物事が意味づけられる際により大きな決定権を持ち、「より活発に自己表現」を行なった。やや誇張はしているが、少なからぬ教養市民の自己演出が、ハビトゥスとして、そして経済的に自立した人々の安定性と満足感に対する抗議のレトリックとして解釈できるだろう。教養市民の人生の物語を「私の父は商人だった。」の一文で始めるゲーテの『ヴィルヘルム・マイスター』や、シュティフターの『晩夏』を想起してみるだけで良い。これは、商人としての利害関係と束縛を越えて、広い意味で市民の世界において可能なことの多様性を、秩序立って整然と拡大できる生き方を実現させるためだった。

ローター・ガルの「『中間的』存在の階級なき市民社会」についての古典的な議論もまた、これを焦点としていた。しかし、この議論は、社会史的観点から構想されたというよりは、むしろ三月前期の市民的な自由主義者の期待の地平を焦点としていた。産業時代以前の職業身分によって編成された中間身分社会は、この市民社会が社会改革と政治的解放によって一般的なものへと普及されうると期待していたとされる。その後、産業化以前・革命以前の運動としてのこの市民層は、19世紀半ば以来、産業的近代性に対して少なくとも非常にあいまいな関係に陥り、これは長期的な影響を及ぼした。

第二に、市民的な人々の社会的関係に目を向けると、経済的に自立した人々の量的な優位性は、19世紀末期以来失われた。高度産業化とともに、一般職員（と役人）の止まることを知らない上昇が始まり、これは第二次世界大戦後に加速し、その影響は就業者中の労働者の減少と並行することによってさらに強められた。確かに一般職員のカテゴリーは、これまでにあまりにも一般化して基本的に内容が無いままだが、現在の調査でも通常、さらなる細分化はされていない。一般職員のこうした社会構造的な一般化を量的に記述することは、その社会心理上的影響を把握することに比べてはるかに容易い⁵⁰。

この変化に、20世紀の市民層に関する長期的な射程を持つあらゆる分析が対応しなければならない。理由としては、一つにはそれ「この変化」によって旧来の市民的職業集団内での多様性が増加したことで、想定された市民層の共通性を構成しているのは何かという問いが先鋭化しているからである。しかし、とりわけ20世紀の市民的な職業集団の大部分は、一般職員と役人、つまり経済的には自立して活動しない人々から成り立っている。個人の自立のような、古典的な一連の市民的価値を構成する中心概念に、こうした社会的な変化が及ぼした影響を研究することは、未だ不十分である。

一部の研究は、市民層をエリート現象という傾向を持つものとして定義し、そこへ限定してしまうことによっ

て、こうした問題に対処しようとしている⁵¹。ここで市民層は、はっきりとにせよそうでないにせよ、しばしば従来通り定義された「大市民層」、およびそれによって有産者と（雇われて）指導的立場にある人の一体物として理解されている⁵²。20世紀、および特に1945年以後の時期を対象とする市民層に関する社会史的研究はこれまでほとんどなく、その代わりに生活様式、ミリュー、価値観の転換についての問いが中心であった⁵³。歴史学の研究では、むしろ長期的な視角を持ち、19世紀初め以降の市民的な文化が分析され、1945年以後の時期はむしろ簡潔に統合されている⁵⁴。ドイツ連邦共和国期にはっきりと焦点を合わせた研究は、近年になって初めて、生活スタイルの要素、行動様式、そしてある特定の価値観への志向性に関する市民性をより積極的に問題にしようとしている。ここでは特に境界線を引くことは、構想上の挑戦であることが明らかになった。なぜなら貴族、農民あるいはプロレタリアートに特有の生活様式は、現在ではもはやほとんど定義できず、社会的な特徴としても理解することができないためである。最近の研究動向では、個々の行動要素を「市民的」であると名付け、研究する傾向にある。

しかし、ここではある特定の市民的な社会形態と改めて関連付けようという試みは、未だにほとんど取り組まれていない⁵⁵。そのため社会学的な生活スタイルの研究では、様々なミリューと生活スタイルの多様性が定義され、実証的に分析され、記述されてきた。確かにこれは時代診断としては興味深い、しばしば時代にとらわれすぎてもいる⁵⁶。近年は、社会構造的かつ社会経済的な分析がより強く注目されており、ここではしばしば中間層の物質的あるいは文化的な持続性や危機に関する問いが焦点となっている⁵⁷。最近では特にまた市民的な中間層による抗議表明が議論になっており、「怒れる市民」のキーワードを思い起こせば良いだろう⁵⁸。

第三に、同時に19世紀末以来、福祉国家の台頭と拡張が進み、特に従属的な職業につく人々のための国家による、あるいは国家によって統制された保護システムが作り上げられた。それゆえ、市民層に関するあらゆる長期的な視野を持った分析は、社会構造上の変容、および同時並行的に進展した国家による保護システムの創出を考慮しなければならない。それゆえ、国際的な比較における市民層や「中間階級」に関する今後の分析は、各国での中間階級の特徴と自己理解に及ぼす福祉国家の各々のタイプの特徴を、体系的に問題とするべきであろう⁵⁹。なぜなら、歴史的に見るとまさに中間層がその〔福祉国家の〕拡張を促し⁶⁰、物質的に見ると、社会国家から多くを得た勝者に属するからである⁶¹。故に多様な福祉国家のモデル、つまり個人的な将来への備えと市場原理による保護システムを指向する自由主義モデル、国家的な社会保険システムに重点を置く保

守主義モデル、および普遍性と平等を原則とする社会民主主義モデルが、20世紀の中間階級の形成にどのような影響を与えたのかについての研究が考えられるであろう⁶²。

Ⅲ. 文化的モデルとしての「市民性」

しかし、何がこうした様々な要素を社会的に一体性のある市民層へと結びつけているのだろうか。どういった社会化プロセスが、これら多様な中間階級を社会的に統一された存在にしているのだろうか。このような社会化の経過は、行動上の指針となるような利害関心と価値観に基づいている⁶³。以下のように問うことは、全く理にかなっているだろう。市民層に関する歴史学的な研究は、こうした社会的に形作られたものを分析する概念を実際に発展させ、それをを用いて研究がなされてきたのであろうか。あるいは通常は単純に中間層を叙述的に描写し、それらを足し合わせたものに基づいていないだろうか。ここには、ドイツの文脈では一層抗いがたい誘惑がある。なぜなら歴史的に発展してきたとはいうものの、中でも特に法的地位と関連している市民概念は、ある一体性を暗に示しているからである⁶⁴。

ドイツにおける歴史的市民層研究は、市民層を階級として定義する試み⁶⁵が不可能であると分かった比較的早い時期から、統合の基準となりうる座標軸としての文化を問題にしてきた。ある共通の文化が、様々な階級を含んだこうした「不均質な職業集団」を一体となって行動する統一された集団にしたのだろうか。そのような市民的な共通性を獲得し表現するために、様々な部分集団が用いた文化と生活態度の規範を同定しようとする試みは、今も昔もしばしばなされてきた。ここで挙げられるのは、個人的な能力、労働、労働エトス、合理的生活様式への指向、自立性、自己組織、教養、ハイカルチャーへの美的理解、家族の理想像、シンボリックな日常の形式（テーブルマナー、服装、慣習）などである。そして「もしかすると」「最低限の自由主義的な美德」のような政治的価値観も含まれる⁶⁶。

市民的な「文化モデル」に焦点を合わせ、市民性を「文化的ハビトゥス」として分析しようとする試み、具体的な社会的行動の文脈を考察の中心に据えようとする、市民性を理論的に定義するその他の研究は、より開かれより幅広く理解されたものだった。それらの研究は、民俗学のようなむしろ歴史学の外部から示唆を得た。ヴォルフガング・カシューバは、名付けたり区別したりできる社会的な状況と社会的に形作られたものの中で、さらには具体的な社会的行動様式の文脈の中で、「市民性」を探し求め分析することを提案している。ヘルマン・パウジンガーは、市民的文化を、行動スタイルとして、「日常性にまで届く規範と形式の調和」として理解することを主張し、それを印象的な

例で描き出しているが、着想の域を出てはいない⁶⁷。

しかし、こうした方法でそれ自体は安定的で、社会的には不均質な部分を実際に統合する「市民的な文化」を、歴史的に記述し、実証することにはこれまで成功していない。物質的な（そしてそれ以上に非物質的な）文化の「民主化の進展」における、市民的なモデルの成功もまたその原因であろう⁶⁸。例えばロマンチック・ラブの理想や、より一般的には家族の情緒化、教育の価値、余暇の振る舞い、あるいは個性の価値評価などが挙げられよう⁶⁹。確かに市民以外の集団の行動様式が、多様な市民的な近代の行動様式の中へと引き継がれてもいるが、市民的な生活の歴史的な現象形態の影響力は、21世紀においても看過されるべきではない。そのため、次のように一般化できるだろう。市民層が、明白で包括的な卓越した文化を持った社会経済的エリートとして、歴史的にも時代診断としても理解されればされるほど、現代における市民性の連続性について述べるのはより困難となる。しかし、市民層を共同生活の重要問題についてなされる社会的コミュニケーションの結果として理解すると、その文化的モデルはより普遍的で開かれたものとなり、市民性を通時的な観点、および現代において見出すことはより容易になる⁷⁰。

市民文化を分析するには、様々な方法がある。一つは、社会的な「行動規範と行動様式」に注目する⁷¹。そのことで、他の集団との差異化を可能にする現象と機能を研究することができる。これは、オペラ観劇から服装、デモンストラーションとしての消費（現代的でかつすでに普遍的になっている形態は、例えば各々の携帯電話機種の違いであろう。）にまで至る。しかし、過去2世紀で驚くほど一般化した、結社内の社交に始まり、余暇での振る舞い、居住文化に至る行動と表現の形態も注目される。

こうしたものと区別される〔分析の〕別のアプローチとしては、近代性に社会的な見通しが欠ける中で、生きるための方向性を与える空間と枠組みとして描写される独自の文化モデルとして、市民性を理解するものがある。ここで市民性は、別の要因によっても統一され社会的に形作られたものに共通する価値空間に帰されるわけではない⁷²。ここに、貴族との根本的な差異が存在する。貴族は、前近代においては、理想型としては身分に基づく権利、その支配的な立場と機能、および土地所有、また一部の地域では人身の所有によって社会の他の部分からは区別され、そしてまた特別な文化を發展させた。また階級に依拠するプロレタリアートも共通の文化的な表現形態（プロレタリア性）を形成した。これに対して、文化モデルとしての市民性は、昔も今もより開放的である。なぜならこれは、身分や階級に特有な形で作り出されているのではなく、個々人に統合への道を提供する包括的な秩序構想として、そして社会全体に対する規範的な枠組みとして考え出されたから

である。これに応じて、市民的な社会とは、法的原則に従って統御されたあらゆる部分集団全体の秩序型である⁷³。秩序モデルとしての市民性には、自治のために法的に統御された空間という政治的な特徴がある。その空間では様々な利害関係が競合しうるが、人間による人間に対する直接の支配は想定されていない。市民性は、土地と生産手段の所有に対する権利によって経済的に際立つ。そして文化的にはアイデンティティのよりどころが多様化し、人間形成に際して個々の選択が特権化されることによって際立つものである。このように「市民的な社会」は、目標のユートピアではあるが、非常に多様な政治的秩序を可能にする⁷⁴。

加えて市民性の近代的な文化モデルは、それが生活様式と生活態度が持つ潜在力に関して、前近代的な「市民的な美德」よりも一層開放的であり、アンビバレントである。具体的な生活状況にとって明白な答えと行動の指針を与えるような市民的生活モデルの共通性は、すでに市民的な人々の生活状況が不均質なものであるために考えられない。というのも歴史的に見て、これは「アンシャン・レジーム」の身分的秩序の崩壊の中で形成され、特定の職分、教育、資格によって市場でのチャンスを利用できるといった共通性のみを持つが、内的な共通性は持つことができなかったからである。

新たな省察と行動の枠組みを生み出した根本的な基準となる問題として、身分制社会の段階的崩壊を想定すると、「市民性」は、機能主義的にはこうした新たな種類の問題への答えとして理解することができる。「市民的な人々」は、最初にそして最も急進的な形で新たな問題と挑戦の中に身を置いた。なぜなら彼らは、伝統的な行動様式、価値感覚、そして文化的解釈を参照することが最もできなかったためである⁷⁵。また彼らは、伝統的な身分制上の役割と行動のモデルを持たないせいで、身分制度の中で依るべきところがないために、生活態度、意味付け、そして文化的な規範化の新しいモデルを最も開放的に支持した⁷⁶。こうした機能主義的な視点は、同時に以下のように通時的比較の視点からの問いを可能にする。個人の生活のあり方を社会の自己規制の中で実現させるためには、どのような共通点と差異が存在するのであろうか。これに対する挑戦は、1800年ごろの身分制以後の世俗的世界の黎明期における諸問題の間で展開したように、19世紀末期の近代産業化の時代に、そして今やグローバル化されネットワーク化されたポストモダンにおいて、原理的に変容したのだろうか。市民性は、新しい役割を持った人々が、崩壊しつつある身分制社会において、自らの立場に関して合意したときに誕生した。そのために彼らは「構造上の均質性ではなく、文化的な共同体に基づいて」とフリードリヒ・テンブルックは書いている⁷⁷。市民性が作り出したこうしたコ

コミュニケーション空間において、18世紀以来、生活を形作る上での挑戦、および個人性への約束と期待に関する社会内部の合意が生まれた。意味への問いは、今やもはや第一に宗教の空間においてではなく、舞台上、小説、会話、それらに等しく関係している人々の間での「社交」において答えが与えられるようになった。

ここにおいて、市民性を決定するために2つの要素が基本となる⁷⁸。第一には、市民的な価値空間は完結したものでも均質なものでないということである。市民性は、思想と価値観についてのしっかりと確立された互いに理路整然と関係する構造を示すことはなく、規範の遵守を監視し、逸脱に制裁を与えるような中心となる機関も存在しない。しかしまた市民性は、価値観と中心思想の1つの組み合わせからなる文化体系として存在するが、これもまた階層的に整理された規範と秩序の体系というよりも、断片的で多様でまた矛盾の多いものである。ここにおいて価値観の一式は、極めて柔軟なものであることが明らかであり、様々な文脈に適用されうる⁷⁹。価値観と文化の型のセットとしての「市民性」は、個々人が自らの生活様式を形作る際に明白な行動規則に依らず方向性を与えるのである。

この多様なものの集まりを整理したいなら、オルタナティブな方向性を持つ対立物の組み合わせを考えれば良い。市民性は、この両極的な方向性を持つ価値観を用いて記述できる。これらの価値観は、行為と意味を明らかにあらかじめ作り上げることも、互いに排他的な代替物として用いられることもない。その代わりにこの価値観は、厳格な基準は与えないにせよ、とりうる生活様式の観念的な基準点を示すだろう。優勢的で重要な概念の組み合わせは、例えば財産と教育（または物質的関心と知的関心の対立）、利己的な利益と公共の福利への志向、（目的にとらわれない）創造性と（目的に結びついた）合理性と有用性、感情と理性、および能力や労働と無為などである。こうした更に追加することもできるような両極的な価値観によって、市民的な生活の理念的特徴も、「市民性」についても記述することができる。これらの次元に沿うことで、現実での様々な逸脱にもかかわらず、あらゆる部分集団を今も昔も拘束している市民の理想が形作られている⁸⁰。それゆえに、例えば文学の中でしばしばテーマとなる市民と芸術家の対立関係といった人気のある二分法は、代替関係を示しているのではなく、まさに市民的なコスモスの不均質な多様性と交差を表しているのだ。

他方で市民性は、多かれ少なかれ成功する価値観の内面化と、行為への実践化についての個人的な習得プロセスをも含んでいる⁸¹。社会的実践の習得は、個人化されている。例えば貴族の社会化とは違って、もっぱら身分に特化した慣習と身分にふさわしい態度の訓練のみでなく、社会で形作られた枠組み内での個人の独自性にも関わっている。そ

うして成功することも失敗することもあるこうした学習プロセスは、新たな文化的な解釈が伝達される時には、常に特に目に見えるものとなる。そのため1800年頃の新人文主義的な教育の理想の発展は、以下の問題に対する社会による適切な応答であった。それは一方では、今や必要になった個人による習得プロセスを開放的で柔軟に行うことができるということであり、他方では、同時にまたそれを制度化し、個人に市民社会による明白な挑戦を乗り越え可能にするということである。新人文主義による教育の理想の特殊性は、教育財でも教育知識でも、内容ですらもなく、習得とその応用としての創造的表現のプロセスであった⁸²。これは、普遍性、人生の複雑性と多様性への方向付けを前提としている。

フリードリヒ・テンブロックは、市民性の機能を「個人の自己了解、および万人の了解の手段」として記述している。そしてその再帰性を、その時々の内容よりも決定的であると強調している⁸³。問題をコミュニケーションによってテーマ化するこの機能の中に、市民性の文化モデルが持つ消えることのない魅力と、同時にその開放性の基礎がある。内外からのあらゆる危機と挑戦を乗り越えて、それは了解の媒介として驚くべき順応可能性を明らかに示してきたのである。

IV. 20世紀以降の市民層の危機と「中間階級」のグローバルな拡大？

ミドル・クラス

ユルゲン・オスターハメルは、彼の著書『世界の変容』の中で、ヨーロッパの植民地主義は被植民地社会において啓蒙された市民性のための地固めをすることは決してなかったと書いている。代わりに彼は、20世紀前半におけるヨーロッパ市民層の危機と、それが1945年以降「中間階級社会の激しい拡大[局面]」へ移行したことを強調している⁸⁴。こうした展開は、確かに1980年代以来、鄧小平による中国の資本主義的な開放政策以降、ソ連圏における社会主義の崩壊以降、そしてアジアとアフリカにおける国家社会主義体制の広範な消滅以降、特にグローバルな現象となった。こうした所見は、事実即したレベル、およびある程度は現象学的なレベルでは議論の余地があるだろう。しかし、より難しいのは、市民層と市民性の歴史的概念は、このグローバルな傾向の分析に刺激を与えるものになりうるのかという問いに対する評価と応答である。

第一に、1945年以降の西洋社会においても、中間層（英語で言う「ミドル・クラス」の方が、階級概念がゆえにより正確である）の量的な拡大が見られたことをいま一度思い起こすべきである。工業労働者と農業従事者の減少と一般職員、アカデミックな職業と新旧サービス業の増加によって、中間階級はしばしば数的に最大の社会の構成集団

となった。ここでは、「中間階級」を上方に対しても下方に対しても有意に区別するための一般に受け入れられた、定義上の基準がないという、問題のみが挙げられる。西側社会で主観的な感覚について調査すると、近年は例えば米国人の50%が、ドイツ人の60%が、日本人の90%（1980年代における数値であるため、現在の値は幾らか低くなる）が、自分は「中間」に属すると答えているが、これをそのまま「市民」としての自己イメージと同一視することはできない⁸⁵。非西洋社会においては、この数値は一部で明らかに低くなるだろうが、これについての調査は存在しない。しかし、社会科学的な調査では、通常中間階級は収入額で定義される。しかし、より深刻でより重要なのは、先進国と新興工業経済地域の間階級の間の差異である。新興工業経済地域における中間階級は、たいていは国家による保障制度が存在しないために、疾病と失業のリスクによってずっと大きな危険にさらされている。通常は中間階級に属するか否かは、収入額によって決められるために、自立性と指導的権限などの基準は含まれていない。一般的にずっと数が多く非常に貧しい農村人口を考慮して、人口が密集した都市で単純なサービス業に就いている人（警備員、車掌、単純オフィス労働者など）もまた、中間階級へと数え入れられている。しかし、中間階級の規模に関する調査は差異が大きく、推計には数億人の誤差がある⁸⁶。いずれにせよ、市民層に関する歴史的研究は、現代の中間階級のグローバルな比較分析にとって、構想上も理論上も有益であるだろう。[この]二つの分析上の潜在的可能性が、新興工業経済地域の間階級の研究にとって有用であろう。さらには「新興市場」における現在の中間階級を、19世紀の形成過程にあった市民層と比較することは、数十年もの間拡大し続けた資産額と包括的な国家による保障システムに依拠して生活している現代の先進国の市民的な中間層と比較することよりも、意味があると論じることもできるだろう。ここにはあらゆる地域的な差異を越えて、近代性に至る多様な過程での構造的な共通点があり、中国に始まり、インドと中東、アフリカとラテン・アメリカにまで及んで存在しているだろう⁸⁷。

比較のためには、定義上の基準とそこから導き出される社会的に形成されたものに関する記述は、正確に区別されるべきだろう。歴史的に見て、経済的なもの、政治的なもの、社会文化的なものという三つの次元が区別できる。特定の経済的な利害によってまとめられる「市民的」な中間階級は、大小の商人、企業家、金融業者、手工業者、商店主などによって構成されており、それ自体が不均質である。政治参加の権利という共通点によって形成されている政治的な利害関係は、かつての政治的市民社会 (*societas civilis sive res publica*) による古典的な「市民」の定義となっている。これと反対に、社会文化的な次元は、「社会

的評価における肯定的、あるいは否定的な特権化」を指している。ヴェーバーの古典的な定義によると、これはほとんどの場合、特有の生活態度のあり方、生活形態、および特別な名望に関する価値観（出身や職業上の名望）に基づいており、共通の婚姻と交際範囲の中で明示される⁸⁸。同様に西洋の市民層の特殊性は、まさに近代における三つ全ての次元が、市民的な中間階級が構成される中に混じり合わさっているということにある。これによって西洋の、ヨーロッパ・北アメリカの市民層は、これらの不均質な条件の要因が一緒に作用することに基づいている。こうした条件の要因は、様々な規模と多様な組み合わせの中で、それぞれの国ごとに特徴を持った型へと発展していった。

それゆえに、中間階級が形成される際に依拠するような経済的政治的文化的なあり方の構造的次元を特定することだけでなく、こうした不均質な中間階級を強制的にはなく、社会的な単位へと、そしてまた潜在的には行動上の単位へと「それ自体」統合しえた独特の社会化プロセスを問題とすることが不可欠である。こうした社会化は、利害関係と価値観の方向性に基づいている⁸⁹。こうした社会化プロセスが実現される場合のみ、共通のアイデンティティを形成し、それを自覚し潜在的には政治的な行動形態となりうるような、ある一つの形成されたものとしての中間階級を議論することができる。

こうしたことを背景として、グローバルな中間階級についての現況と研究に目を向けると、明らかに世界のほとんどすべての国々において、一定量の財産を所有している人々の数は増加している⁹⁰。ここではブルジョアジーの台頭が問題となっているのではない。固有な利害関係上の立場や価値観上の欲望を持った、伝統的な農業的生産・生活様式の形態で行動するのではなく、工業労働者と比較されるようなものでもない、常に拡大し続ける民衆の一部分が問題となっているのである。というのも、こうした人々は、一ここでは特に小規模な自営業者とそのほとんどが単なるサービス業に従事している一般職員が量的に支配的である一財産と契約の保障、特にそれによる法的な保障を主な関心事にしているからである。大部分は、知識とそれに伴う教育と専門教育の機会にその利害関心を持っている。特にここでは自身の子供に財産と資格と社会的地位を引き継がせたい欲求が生まれており、これは土地の相続による農村社会の財産移転の可能性と手続きをかなり越えるものである。それゆえにこれから問題となるべきは、個々の国家領域内でこうした中間階級の社会化がどの程度まで進んでいるのか、そして徐々に欲求と利害関心と文化的な表現形態や価値観の方向性が、国や大陸の境界を越えてどの程度一様化しているのかということである。というのも、そうすることによってのみ「世界市民社会」となる可能性を持つ土台としての「グローバル・ミドル・クラス」を議論

対象にできるからである。現在は、経済的文化的政治的差異の方が明らかに優勢であり、むしろ多様化させる方向へ作用していると言えよう⁹¹。

こうした継続的で着実に増加している中間階級を対象としたグローバルな比較研究では、収入と財産の状況、および生活スタイル、特に消費について理解し、記述することだけに集中するべきではない⁹²。そうすることで確かに体系化と比較が最も簡単にできるが、外見の現象形態の共通点のみを結論とするだけになるだろう。(ヴェーバーの言うところの)生活態度の特有の型を問うことに集中することで、別の次元もまた視野に入るだろう。そうした場合に問題になると考えられるのは、以下のような問いである。政治的な自立性と参加の機会に関して、どのような可能性と、場合によっては期待が存在するのであろうか。教育は世界に関する知識の習得のための独自の空間として、どの程度評価されるのであろうか。そこでは専門教育と単に職業的・経済的に評価される知識を、どの程度越えるものであるのだろうか。例えば氏族や部族のように支配的な傾向を持つ制度ではない、情緒的な内的空間としての家族がどの程度保持され形成されてきたのか。生活形態としての都会性と価値観の多様性が、どの程度形成されたのか。網羅的ではなく、いくつかの例としてのみ挙げることでできる生活態度のこうした共通点を元にして、これらの不均質な中間階級を、潜在的には共通点を持つ社会的に形成されたものとして認識することができる。

これら中間階級の外観とその時々⁹³の内的特徴は、ここにおいて様々な要素と国ごとの実状に影響を受けている。私の仮説ではあるが、端的に述べると資本主義的市場関係の浸透である経済秩序の問題以外にも、さらに5つの領域が特に重要な影響を与えるものとして明らかになろう。

- a) どのような制度的法的な実状が、国家によって生み出されているのだろうか。ここでは中間階級の利害領域と価値領域と最も関わる、特に法体系、および教育システムが挙げられる。法体系が機能することで財産と契約の自由が保障され、認定された教育機関は、能力による社会での上昇可能性への不可欠な前提である。
- b) 自治による政治参加の機会、どの程度存在するのだろうか。利害の表明とその実現は、集団の社会化を促進し、欲求の統制された自己管理を可能にする制度と結びついている。しばしば過小評価される地方自治の形態が、ここでは行為の中心領域となっている。しかし、「富裕中間階級」が量的に肥大化している多くの地域では、政治的な自治経験のための機会はかなり制限され続けている⁹³。
- c) どのような階級的立場を、各国の中間階級は含んでいるのだろうか。社会の「中道」というヨーロッパでの伝統と、それによる中間階級の政治的、および社会的

な基本状況は、上方に対するアンビバレントな対抗と下方に対する差異化の努力によって決定されている。そのため現在、新たな中間階級が拡大しているほとんどの地域では、こうした上方に対する対抗が存在しているのかという問いを立てることができる。[そうした対抗があるとすれば、]何がそれを決定しているのだろうか。資本主義的な大規模所有者であろうか、国家や軍部の政治的エリートであろうか、政党の指導者層であろうか。そして、下方に対してはどういった差異化のための対象と挑戦があるのだろうか。

- d) おそらくいくつかのイスラム圏社会での例外を除いて、今日女性は経済的にも政治的にも能動的な中間階級の構成員であるという事実には、中間階級の形成にとってどのような意義があるのだろうか。女性は資本と生産手段を所有することができ、資格と高い学歴を得ることができ、政治での指導的役割を引き受けることができるのだ。
- e) 最後に宗教の持つ価値についての古くからなされているが、ほとんど明示的には検討されていない困難だが重要な問いが立てられなければならない。マックス・ヴェーバーは、プロテスタンティズムが持つ方向転換への決定的な潜在力を中心に据えた。しかし、ベルンハルト・グレットウイゼンは、反対に宗教的な基準から距離を取ることを、市民的生活観の誕生のための前提として強調した⁹⁴。そのゆえこれに続き、儒教、ヒンドゥー教、イスラム教、アフリカとラテン・アメリカの様々な形態のキリスト教の中に存在している、特有の社会化の型と価値秩序は、どのような影響をもたらしているのかということが問われるべきだろう。

中間階級は、グローバルな「豊かさへの志向」(*enrichissement*)へと縮減されるべきではない。それではブルジョアジー(市民層ではない!)に対するマルクスの批判以来、かくも大きな影響力を持ち、大変な誤解をもたらした社会経済的な[側面の]矮小化が再生産されてしまう。法的な保障、政治的な安定性、文化的な多様性、個人の自己実現への欲求は、それよりも古く、より深甚なもので、より強く互いに結びついている。そして古いヨーロッパの歴史的な起源の地をもまた越えた魅力を明示している。中間階級の増大から、政治的に創造的な勢力としても発展しうる社会的な統一性は、どの程度生じるのかということが、今後まず明らかにされるだろう。いずれにせよ、これは研究に値する。またそれゆえに市民に関する問題は、色褪せることなくアクチュアルである⁹⁵。

* これは次の論文の翻訳である。Manfred Hettling, Bürger, Bürgertum, Bürgerlichkeit, Version: 1.0, in: Docupedia-Zeitgeschichte,

04.09.2015. URL: http://docupedia.de/zg/Hettling_buerger_v1_de_2015 (2019年12月23日参照)

¹ Manfred Riedel, „Bürger, Staatsbürger, Bürgertum“, in: Otto Brunner/Werner Conze/Reinhart Koselleck (Hrsg.), *Geschichtliche Grundbegriffe. Historisches Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland*, Bd. 1, Stuttgart 1972, S. 672-725, hier S. 673. アテネの民主主義と市民の役割について情報と解説に富むものとして次の文献がある。Christian Meier, *Die Entstehung des Politischen bei den Griechen*, Frankfurt 1980; ders., *Athen. Ein Neubeginn der Weltgeschichte*, Berlin 1993; zur Demokratie als Verfassungsordnung: Angela Pabst, *Die athenische Demokratie*, München 2003.

² 次のアジアについての関連部分からの例を参照。Jürgen Osterhammel, *Die Verwandlung der Welt: Eine Geschichte des 19. Jahrhunderts*, München 2009, S. 1099; Margrit Pernau, *Bürger mit Turban. Muslime in Delhi im 19. Jahrhundert*, Göttingen 2008; Manfred Hettling/Tino Schözl (Hrsg.), *Bürger und shimin. Wortfelder, Begriffstraditionen und Übersetzungsprozesse im Deutschen und Japanischen*, München 2014.

³ リーデルの『市民、公民、市民層』は、古代以来の[市民]概念の歴史についての今なお最も優れた概論であるが、記述は19世紀半ばで終わられている。19世紀の言語上の展開については次を参照。Willibald Steinmetz, *Die schwierige Selbstbehauptung des deutschen Bürgertums. Begriffsgeschichtliche Bemerkungen in sozialhistorischer Absicht*, in: Rainer Wimmer (Hrsg.), *Das 19. Jahrhundert. Sprachgeschichtliche Wurzeln des heutigen Deutsch*, Berlin 1991, S. 12-40.

⁴ しかし、古代アテネにおいて政治的権利を与えられた市民は、金利生活者や土地所有者のみではなかった。政治的役職による金銭報酬と、特にデロス同盟の船舶の漕ぎ手として賃金を支払われる軍役によって、無産市民も政治的に、特に軍事的に共同体に参加することが可能になった。

⁵ 前近代の市民権については、次を参照。Reinhart Koselleck/Klaus Schreiner (Hrsg.), *Bürgerschaft. Rezeption und Innovation der Begrifflichkeit vom Hohen Mittelalter bis ins 19. Jahrhundert*, Stuttgart 1994; Ulrich Meier, *Mensch und Bürger. Die Stadt im Denken spätmittelalterlicher Theologen, Philosophen und Juristen*, München 1994; 初期近代の社会理論については次を参照。Crawford B. Macpherson, *Die politische Theorie des Besitzindividualismus. Von Hobbes bis Locke*, Frankfurt a.M. 1967.

⁶ これとは異なり、英語とフランス語においては、複数の概念が発展した。一方ではラテン語の「キヴィタス」(*civitas*)が変化したフランス語の「シトワイアン」(*citoyen*)と英語の「シチズン」(*citizen*)である。他方では、いわば支配領域としての“Burg”の新しい定義上の原則に依拠する近代化された表現として、フランス語の「ブルジョア」(*bourgeois*)と英語の「バーガー」(*burgher*)もある。

⁷ 参照。Koselleck/Schreiner, *Bürgerschaft*.

⁸ 「貧乏市民」(Spießbürger)の概念は、もともと全く疑問の余地なく単に都市市民の貧民層を表していたことを想起せよ。例えば、ハンブルクでは市民権には2つの形態があった。大市民層にとっては150マルクの一度の納付、およびマスケット銃の所有が必要であった。小市民層にとっては、少ない額の納付、および都市の防衛のために全員の義務として負わされた軍役で用いられる槍斧(Spieß)の所有が必要であった。参照。Percy Ernst Schramm, *Neun Generationen 1648-1948*, 2 Bde., Göttingen 1963, hier Bd. 1, S. 106.

⁹ 18世紀前半の発生状況に関して参照。Wolfram Mauser, *Konzepte aufgeklärter Lebensführung. Literarische Kultur im frühmodernen*

Deutschland, Würzburg 2000, S. 7-49; 解体する身分秩序の問題への応答としての市民的な文化の形成に関して。Karl Eibl, *Die Entstehung der Poesie*, Frankfurt a.M. 1995; 19世紀について。Manfred Hettling/Stefan-Ludwig Hoffmann (Hrsg.), *Der bürgerliche Werthimmel. Innenansichten des 19. Jahrhunderts*, Göttingen 2000. 18世紀の市民権の誕生と19世紀の政治的権利と20世紀の社会(国家的権利の誕生を通時的に類型化した、マーシャルによるしばしば議論を呼ぶ枠組みは、国家の領域や20世紀の状況を集中的に扱っている。この枠組みにおいては前近代の「市民社会や共和制」(*societas civilis sive res publica*)は、社会的権利と同様に政治的権利にも関係があったことは触れられていない。Thomas H. Marshall, *Bürgerrechte und soziale Klassen. Zur Soziologie des Wohlfahrtsstaates*, Frankfurt a.M. 1992 (zuerst: *Citizenship and Social Class*, Cambridge 1950).

¹⁰ Michael Stolleis, *Untertan – Bürger – Staatsbürger. Bemerkungen zur juristischen Terminologie im späten 18. Jahrhundert*, in: Rudolf Vierhaus (Hrsg.), *Bürger und Bürgerlichkeit im Zeitalter der Aufklärung*, Heidelberg 1981, S. 65-99.

¹¹ Johann Heinrich Gottlob von Justi, *Der Grundriss einer guten Regierung*, Frankfurt 1759; 加えて参照。Horst Dreitzel, *Absolutismus und ständische Verfassung in Deutschland. Ein Beitrag zu Kontinuität und Diskontinuität der politischen Theorie in der Frühen Neuzeit*, Mainz 1992, S. 100-120.

¹² 成文法を持つ共同体の構成員としての「市民」は、自然法によって定義され、市民概念に含まれた法的政治的な境界線設定を否定し、さらに批判的にテーマ化することができた「人間」概念と、今やますます区別されるようになった。それゆえにまた、国法と自然法と結びついた市民権と人権の定式化も生まれた。

¹³ ドイツだけにとどまるものではない公民に関する複雑な議論と規定、およびこの問題に関して19世紀の至る所で生じた国や国民をめぐる境界線設定との重層化に関しては、次の文献を参照。Dieter Gosewinkel, *Einbürgern und Ausschließen. Die Nationalisierung der Staatsangehörigkeit vom Deutschen Bund bis zur Bundesrepublik Deutschland*, Göttingen 2001; Vito Girona, *Die Politik der Staatsbürgerschaft. Italien und Deutschland im Vergleich 1800-1914*, Göttingen 2010; Andreas Fahrmeir, *Citizens and Aliens. Foreigners and the Law in Britain and the German States 1789-1870*, New York 2000; Regula Argast, *Staatsbürgerschaft und Nation. Ausschließung und Integration in der Schweiz 1848-1933*, Göttingen 2007; Benno Gammerl, *Untertanen, Staatsbürger und Andere. Der Umgang mit ethnischer Heterogenität im Britischen Weltreich und im Habsburgerreich 1867-1918*, Göttingen 2010.

¹⁴ 例えば、マイノリティのための法的政治的な権利の実現のあり方の問題には、法的条件が明らかに残っていた。例として。Gosewinkel, *Einbürgern und Ausschließen*; Girona, *Staatsbürgerschaft*. 法的な根拠からの明らかな乖離は、ナチズムにおいて見られる。ナチズムは市民概念を拒絶し、代わりに民族概念を中心に据えたのみではなく、同時に個人を超越した「人種的・民族的という誤った基準を、法的規範を越えて設定した。

¹⁵ 多くの研究は、市民社会と、特に市民層の歴史を興隆と没落の類型で叙述してきた。参照例として。Kocka (Hrsg.), *Bürger und Bürgerlichkeit*; Gunilla Budde, *Blütezeit des Bürgertums. Bürgerlichkeit im 19. Jahrhundert*, Darmstadt 2009. 世紀転換期以来の市民層の没落に関して影響力のある研究の一例として。Hans Mommsen, *Die Auflösung des Bürgertums seit dem späten 19. Jahrhundert*, in: Kocka (Hrsg.), *Bürger*, S. 288-315; より思想上の袋小路状態を強調したものとして。Herfried Münkler, *Der Erste Weltkrieg und das Ende der bürgerlichen Welt*, Halle 2015. 「形態変容」(Formwandel) (あるいは

(Gestaltwandel)) 概念は、コンセプト上の代替案を提案している。これは市民層研究において、最初にクラウス・テンフェルデが、20世紀の研究領域の可能性を素描する際に、付随的に提案したものである。しかし、[そこでは]簡略化された社会史的な視角に対する明確な批判を伴って来ている。参照。Klaus Tenfelde, Stadt und Bürgertum im 20. Jahrhundert, in: ders./Hans-Ulrich Wehler (Hrsg.), Wege zur Geschichte des Bürgertums, Göttingen 1994, S. 317-353, hier S. 320, 337. 時代に制約されない理論的文化・行動モデルとしての「市民性」について参照。Manfred Hettling, Bürgerliche Kultur – Bürgerlichkeit als kulturelles System, in: Peter Lundgreen (Hrsg.), Sozial- und Kulturgeschichte des Bürgertums, Göttingen 2000, S. 319-339; 同じく時代に制約されない影響力を強調するが、別の重点を設定したものである。Joachim Fischer, Wie sich das Bürgertum in Form hält, München 2010; 文学の俯瞰として。Andreas Schulz, Lebenswelt und Kultur des Bürgertums im 19. und 20. Jahrhundert, München 2005; Budde, Blütezeit.

¹⁶ 参照。Georg Wilhelm Friedrich Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, § 189-208, Hrsg. v. Horst D. Brandt, Hamburg 2013; Karl Marx, Deutsche Ideologie „Bourgeoisgesellschaft“, in: Marx-Engels-Werke, Berlin 1978, S. 178; 参照。Manfred Riedel, „Gesellschaft, bürgerliche“, in: Brunner/Conze/Koselleck (Hrsg.), Geschichtliche Grundbegriffe, Bd. 2, S. 719-800.

¹⁷ Reinhart Koselleck u.a., Drei bürgerliche Welten? Zur vergleichenden Semantik der bürgerlichen Gesellschaft in Deutschland, England und Frankreich, in: Hans-Jürgen Puhle (Hrsg.), Bürger in der Gesellschaft der Neuzeit, Göttingen 1991, S. 14-58, hier S. 20.

¹⁸ 女性は、例外的な場合(例えば家業を引き継ぐ未亡人として)のような特定の前提)にのみ、通常は男性に留保される特定の立場に立つことができた。参照。Andrea Löther, Unpolitische Bürger. Frauen und Partizipation in der vormodernen politischen Philosophie, in: Koselleck/Schreiner (Hrsg.), Bürgerschaft, S. 239-273.

¹⁹ 参照。Gisela Bock, Frauen in der europäischen Geschichte. Vom Mittelalter bis zur Gegenwart, München 2000; Ute Frevert (Hrsg.), Bürgerinnen und Bürger. Geschlechterverhältnisse im 19. Jahrhundert, Göttingen 1988. 市民的な家庭内の男性と女性の異なる役割と行動のモデルについての研究が注目される。Leonore Davidoff/Catherine Hall, Family Fortunes. Men and Women of the English Middle Class, 1780-1850, Chicago 1987; ドイツの例について類似したものである。Rebekka Habermas, Frauen und Männer des Bürgertums. Eine Familiengeschichte (1750-1850), Göttingen 2000; 特に20世紀の新たな職業機会について。Claudia Huerkamp, Bildungsbürgerinnen. Frauen im Studium und in akademischen Berufen 1900-1945, Göttingen 1995; Gunilla Budde (Hrsg.) Frauen arbeiten. Weibliche Erwerbstätigkeit in Ost- und Westdeutschland nach 1945, Göttingen 1997; dies., Frauen der Intelligenz. Akademikerinnen in der DDR 1945 bis 1975, Göttingen 2003.

²⁰ Artikel „Bürger“, in: Jablonski, Allgemeines Lexikon, Bd. 1, Königsberg 1721, Sp. 117 (後の1748年と1767年の版において記述の内容は変更されていない)。Artikel „Bürger“, in: Johann Heinrich Zedler, Großes vollständiges Universal-Lexikon aller Wissenschaften und Künste, Bd. 4, Halle 1733, S. 1875-78, hier S. 1876.

²¹ Artikel „Bürgerstand“, in: Brockhaus, Bd. 1, Leipzig, 5. Aufl. 1819, S. 205f.

²² 教養市民概念と混同されることがある18世紀の教養人に関して参照。Rudolf Vierhaus, Umriss einer Sozialgeschichte der Gebildeten in Deutschland, in: ders. (Hrsg.), Deutschland im 18. Jahrhundert, Göttingen 1987, S. 167-182; Heinrich Bosse, Gelehrte und Gebildete – die Kinder des 1. Standes, in: Das achtzehnte Jahrhundert 32

(2008), S. 13-37.

²³ 参照。Conze/Kocka (Hrsg.), Bildungsbürgertum, Bd. 1; Reinhart Koselleck (Hrsg.), Bildungsbürgertum im 19. Jahrhundert, Bd. 2: Bildungsgüter und Bildungswissen, Stuttgart 1990; Rainer M. Lepsius (Hrsg.), Bildungsbürgertum im 19. Jahrhundert, Bd. 3: Lebensführung und ständische Vergesellschaftung, Stuttgart 1992; Kocka (Hrsg.), Bildungsbürgertum, Bd. 4.

²⁴ 参照。Ulrich Engelhardt, „Bildungsbürgertum“. Begriffs- und Dogmengeschichte eines Etiketts, Stuttgart 1986, S. 189. この語は18世紀の教養人 (Gelehrte/Gebildete) や教養人身分 (Gelehrtestand) から始まり、教養人の身分・階級 (Stände/Klassen) (1800年ごろ) と教養のある中間身分 (gebildeter Mittelstand) (3月前期)、教養のある市民層 (gebildetes Bürgertum) (19世紀後半) を経て、20世紀の教養市民層 (Bildungsbürgertum) へと推移した。同上参照。「経済市民」の語については、比較できる研究が不足しているが、この語も、語源は古いが、むしろ後になって作られた言葉である。「ブルジョア」に対するマルクスの批判と論争を通してこの語は、19世紀以来、市民社会の本質に関する激しい議論の中心にあった。1900年頃の「資本主義の精神」に関する議論は、この一例である。次を参照。Werner Sombart, Der Bourgeois, München 1923. [邦訳: ヴェルナー・ゾンバルト著 金森誠也訳『ブルジョワ 近代経済人の精神史』中央公論社 1990年] しかし、ゾンバルトは「近代的な経済人の精神史」と資本主義の分析を目的としており、経済市民の概念史や社会史を目的としてはいない。

²⁵ Artikel „Bürgertum“, in: Brockhaus, Bd. 3, Leipzig, 15. Aufl. 1929, S. 530.

²⁶ Artikel „Bürger, Bürgertum“, in: Meyers Lexikon, Bd. 2, Leipzig, 8. Aufl. 1937, S. 304-306. ナチ期の事典でも文化概念は、定義として用いられている。「伝統的な市民文化に代わってナチズムは、人種を条件とするドイツ民族性が根底にある民族文化を追求する。」Artikel „Bürgertum“, in: Der neue Brockhaus, Bd. 1, Leipzig, 2. Aufl. 1941, S. 414.

²⁷ Artikel „Bürger“, in: Meyers Neues Lexikon, Bd. 2, Leipzig 1972, S. 663f.

²⁸ 東ドイツにおける市民的な周縁集団の現実についての歴史に関して以下を参照。Thomas Grobßölting, SED-Diktatur und Gesellschaft. Bürgertum, Bürgerlichkeit und Entbürgerlichung in Magdeburg und Halle, Halle 2001; Anna-Sabine Ernst, Erbe und Hypothek. (Alltags-)Kulturelle Leitbilder in der SBZ/DDR 1945-1961, in: Stiftung Mitteldeutscher Kulturrat (Hrsg.), Kultur und Kulturträger in der DDR, Bonn 1993, S. 9-72; Christoph Kleßmann, Relikte des Bildungsbürgertums in der DDR, in: Hartmut Kaelble/Jürgen Kocka/Hartmut Zwahr (Hrsg.), Sozialgeschichte der DDR, Stuttgart 1994, S. 254-270.

²⁹ Artikel „Bürgertum“, in: Brockhaus, Bd. 2, Wiesbaden, 16. Aufl. 1952, S. 461-463, hier S. 461. これ以外にも次を参照。Hans Freyer, Bürgertum, in: Handwörterbuch der Sozialwissenschaften, Bd. 2, Stuttgart 1959, S. 453-457; 内容としては『ブロックハウス』の記述に類似している。

³⁰ Artikel „Bürgertum“, in: Brockhaus, Bd. 3, Wiesbaden, 17. Aufl. 1967, S. 497-500; Artikel „Bürgertum“, in: Brockhaus, Bd. 2, Wiesbaden, 18. Aufl. 1978, S. 401. Artikel „Bürgertum“, in: Meyers Neues Lexikon, Bd. 5, Mannheim, 9. Aufl. 1972, S. 155-58. これ [『マイアー』] は、『ブロックハウス』よりも歴史的研究に沿っている。しかし、価値判断の点からは違いは少ない。

³¹ Artikel „Bürgertum“, in: Meyers Lexikon online (18.2.2009; 『マイアー』は2009年3月から、『ブロックハウス』は2014年1月から、インターネット上でのアクセスはできなくなっている。)

³² Koselleck u.a., *Drei bürgerliche Welten?*, S. 27.

³³ この新しい市民的な層は、「行政官僚と神学者、教授と家庭教師、学者と農場管理人、法律顧問と市参事会所属の法律家、判事と地域法律顧問、弁護士と公証人、医者と薬剤師、技師と国有地の借地人、作家とジャーナリスト、将校と国有工場長、(中略)出版社と手工業工場、原初的な工場と銀行を経営する(中略)企業家」、さらにこれらと同様に大きな規模でかつ不特定の「商人」(Kaufmann)と自称した、商業に従事する部分集団からなっていた。引用元。Hans-Ulrich Wehler, *Deutsche Gesellschaftsgeschichte*, Bd. 1: *Vom Feudalismus des Alten Reiches bis zur defensiven Modernisierung der Reformära 1700-1815*, München 1987, S. 204. この詳しく解説的なリストには、明らかにこうした市民的な人々の内の量的に最大の集団を構成する「商人」(Kaufleute)が欠けているが、新規に新しい集団として分類するには最も新しくない集団である。しかし、定義上の基準と自己認識において、彼らは確実に伝統的な身分秩序に取まらない機能集団であった。

³⁴ 貴族ではなく、都市市民権によっても結びつけられていないという独自性は、すでに早くもパーシー・エルンスト・シュラムによって書かれた簡潔な素描によつて的確に評価されている。また「市民的な人々」という呼称が誤解を招き易い点についても指摘されている。Percy Ernst Schramm, *Hamburg, Deutschland und die Welt. Leistung und Grenzen hanseatischen Bürgertums in der Zeit zwischen Napoleon und I. und Bismarck*, München 1943, S. 35-38. しかし、市民層の歴史研究はこれをかなり無視してきた。

³⁵ Rainer M. Lepsius, *Zur Soziologie des Bürgertums und der Bürgerlichkeit*, in: Kocka (Hrsg.), *Bürger und Bürgerlichkeit*, S. 79-100, hier S. 79.

³⁶ Ebd.

³⁷ これはドイツの農業社会構造と地方の支配秩序の伝統からのみ理解できる。スイスやスカンディナヴィア諸国、また北アメリカ諸国のような他の国々においては、土地所有者と都市における所有者との間のこうした厳格な区別は存在しない。

³⁸ 参照。Stefan Brakensiek, *Staatliche Amtsträger und städtische Bürger*, in: Lundgreen (Hrsg.), *Sozial- und Kulturgeschichte*, S. 138-172, これは独特な市民的な意識が、まさに伸長する国家主義に対抗して1800年ごろ発展したことを強調している (S. 172)。

³⁹ これは、2つの重要な19世紀史の概説書ではっきりさせることができる。Thomas Nipperdey, *Deutsche Geschichte 1800-1866*, München 1983, S. 271, ここでは市民社会についての叙述は、「多くの都市の上層部を含んだ実に多様でかなり分裂した職業・階級社会」が形成されたという結論で終えられている。純粋に社会史のコンセプトに依っているものとして。Hans-Ulrich Wehler, *Deutsche Gesellschaftsgeschichte*, 5 Bde., München 1987-2008. ここにおいても市民的な存在の多様化と差異化が大半である。ここでは、「市民層」は、「完全に無定形概念」、あるいは「無差別に用いられる集合概念」を示しているという定式で始まっている(I, S. 203; II, S. 174)。しかし、「市民的な人々」としての社会的存在、個々の部分存在としての「資産・就業階級」は、その都度単に区別され、前後して叙述されているだけである (III, S. 112)。最後にはこの概念自体が、「諸市民層」へと複数形に変えられている。Ders., *Deutsches Bürgertum nach 1945: Exitus oder Phönix aus der Asche?*, in: *Geschichte und Gesellschaft* 27 (2001), S. 617-634, hier S. 619.

⁴⁰ 参照。Jürgen Kocka, *Bürgertum und bürgerliche Gesellschaft im 19. Jahrhundert. Europäische Entwicklungen und deutsche Eigenarten*, in: ders./Ute Frevert (Hrsg.), *Bürgertum im 19. Jahrhundert. Deutschland im europäischen Vergleich*, Bd. 1, München 1988, S. 11-76. コッカ曰く、そのため不均質な諸部分の結合に決定的だったのは、外部に対する社会的な対抗や市民的文化といった他の要素であった。

⁴¹ Philipp Sarasin, *Stadt der Bürger. Bürgerliche Macht und städtische Gesellschaft*, Basel 1846-1914, 2. Aufl., Göttingen 1997.

⁴² フランクフルト大学のプロジェクトの中心となる研究上の問題設定については、以下の文献で最も分かりやすく示されている。Lothar Gall (Hrsg.), *Stadt und Bürgertum im Übergang von der traditionellen zur modernen Gesellschaft*, München 1993; フランクフルト大学のものと比較可能な研究は、以下のものである。Hans-Walter Schmuhl, *Die Herren der Stadt. Bürgerliche Eliten und städtische Selbstverwaltung in Nürnberg und Braunschweig vom 18. Jahrhundert bis 1918*, Gießen 1998.

⁴³ 経済市民に関する文献は、比較的充実している。Rudolf Boch, *Grenzenloses Wachstum. Das rheinische Wirtschaftsbürgertum und seine Industrialisierungsdebatte 1814-1857*, Göttingen 1991; Nadja Stulz-Herrnstadt, *Berliner Bürgertum im 18. und 19. Jahrhundert. Unternehmerkarrieren und Migration. Familien und Verkehrskreise in der Hauptstadt Brandenburg-Preussens*, Berlin 2002; Christof Biggeleben, *Das „Bollwerk des Bürgertums“*. Die Berliner Kaufmannschaft 1870-1920, München 2006; Morten Reitmayer, *Bankiers im Kaiserreich. Sozialprofil und Habitus der deutschen Hochfinanz*, Göttingen 1999; Dolores L. Augustine, *Patricians and Parvenus. Wealth and High Society in Wilhelmine Germany*, Oxford 1994; Ulrich S. Soénius, *Wirtschaftsbürgertum im 19. und frühen 20. Jahrhundert. Die Familie Scheidt in Kettwig 1848-1925*, Köln 2000. しかし、19世紀の市民層の中でずば抜けて重要な部分集団としての商人に関する、独自の包括的な分析はなされていない。20世紀に関する研究は少ない。Dieter Ziegler (Hrsg.), *Großbürger und Unternehmer. Die deutsche Wirtschaftselite im 20. Jahrhundert*, Göttingen 2000. 教養市民の集団と一般職員に関する個別研究は存在する。特に挙げられるべきは次のものである。Christina von Hodenberg, *Die Partei der Unparteiischen. Der Liberalismus der preußischen Richterschaft, 1815-1848/49*, Göttingen 1996; Stefan Brakensiek, *Fürstendiener – Staatsbeamte – Bürger. Amtsführung und Lebenswelt der Ortsbeamten in niederhessischen Kleinstädten (1750-1830)*, Göttingen 1999. 加えて技術・経済に関する大学教育を受けた者についての研究も挙げられる。Eckhard Bolenz, *Vom Baubeamten zum freiberuflichen Architekten. Technische Berufe im Bauwesen (Preußen/Deutschland 1799-1931)*, Frankfurt a.M. 1991; Heike Franz, *Zwischen Markt und Profession. Betriebswirte in Deutschland im Spannungsfeld von Bildungs- und Wirtschaftsbürgertum (1900-1945)*, Göttingen 1998. また小市民層に関しては、驚くほどわずかな研究しかない。そのため注目すべきは次の文献である。Sigrid Amedick, *Männer am Schienenstrang. Sozialgeschichte der unteren bayerischen Eisenbahnbeamten 1844-1914*, Stuttgart 1997; Bernd Holtwick, *Der zerstrittene Berufsstand. Handwerker und ihre Organisationen in Ostwestfalen-Lippe (1929-1953)*, Paderborn 2000.

⁴⁴ Lothar Gall (Hrsg.), *Stadt und Bürgertum im Übergang von der traditionellen zur modernen Gesellschaft*, München 1993; S. 2f.; フランクフルト大学のプロジェクトによるさらなる成果として以下を参照。Schulz, *Lebenswelt*.

⁴⁵ 概説として最も適切なものは、次のものである。Thomas Mergel, *Die Bürgertumsforschung nach 15 Jahren*, in: *Archiv für Sozialgeschichte* 41 (2001), S. 515-538; また特に次の文献も参照。Michael Schäfer, *Geschichte des Bürgertums. Eine Einführung*, Köln 2009.

⁴⁶ 例えば次を参照。Peter Lundgreen, *Fragestellungen und Forschungsgeschichte des Sonderforschungsbereichs zur Geschichte des Bürgertums*, in: ders., *Sozial- und Kulturgeschichte*, S. 13-39, hier S. 24; Hans-Ulrich Wehler, *Deutsches Bürgertum nach 1945: Exitus oder*

Phönix aus der Asche? in: *Geschichte und Gesellschaft* 27 (2001), S. 617-34, hier S. 420f.

⁴⁷ Mommsen, *Auflösung; Budde, Blütezeit*.

⁴⁸ 例として、市民的な職業についていた男性就業者の内、その多数が自立していた1870年代のプレスラウにおける数値を参照。Manfred Hettling, *Politische Bürgerlichkeit. Der Bürger zwischen Individualität und Vergesellschaftung in Deutschland und der Schweiz von 1860 bis 1918*, Göttingen 1999, S. 51f.

⁴⁹ 次の文献を参照。Lothar Gall, *Liberalismus und „bürgerliche Gesellschaft“*. Zu Charakter und Entwicklung der liberalen Bewegung in Deutschland, in: *Historische Zeitschrift* 220 (1975), S. 324-356. これは、19世紀の市民層の歴史に関する最も影響力のある論文の一つである。しかし、ローター・ガルの指揮のもとになされたフランクフルト大学のプロジェクトによる地域研究で、初めて市民層の「社会」史が研究された。『都市と市民層』シリーズから、特に次のものを参照せよ。Andreas Schulz, *Vormundschaft und Protektion. Eliten und Bürger in Bremen 1750-1880*, München 2001; Gisela Mettelle, *Bürgertum in Köln. Gemeinsinn und freie Association*, Köln 1998; Ralf Roth, *Stadt und Bürgertum in Frankfurt am Main. Ein besonderer Weg von der ständischen zur modernen Bürgerschaft 1760-1914*, Frankfurt a.M. 1996.

⁵⁰ 確かに就業者の中で自立した職業に就いている者の割合は、全体として比較的一定であり、現在も過去も約10%ほどである。しかし、ここに示された数値は、独立した農業従事者も含まれているために、正確ではない。独立した職業に就く人の割合は、就業者の3分の1から約12%まで減少し、並行して一般職員の割合は、約7% (1882年) から今日は61% (2008年) へと増加した。また労働者の割合も、1881年から2008年の間に57%から27%へと同様に減少している。参照。Rainer Geißler, *Die Sozialstruktur Deutschlands. Aktuelle Entwicklungen und theoretische Erklärungsmodelle*, Bonn 2010, S. 17 (Grafik), オンライン上では次を参照。http://library.fes.de/pdf-files/wiso/07619.pdf; Heinz Sahner, *Sozialstruktur und Lebenslagen in der Bundesrepublik Deutschland*, in: Oscar W. Gabriel/Everhard Holtmann (Hrsg.), *Handbuch politisches System der Bundesrepublik Deutschland*, München 1995, S. 43-90 (1993年までの数値)。

⁵¹ Sarasin, *Stadt der Bürger; Schäfer, Geschichte des Bürgertums*, der von „Kernbürgertum“ spricht (S. 128).

⁵² こうした傾向の例として次を参照。Michael Hartmann, *Der Mythos von den Leistungseliten. Spitzenkarrieren und soziale Herkunft in Wirtschaft, Politik, Justiz und Wissenschaft*, Frankfurt a.M. 2002; ここでは「大市民層」が、テーマとなっている。

⁵³ 次のような研究は存在するが、これ以後の時期に関するものはこれまで存在しない。Michael Schäfer, *Bürgertum in der Krise. Städtische Mittelklassen in Edinburgh und Leipzig 1890 bis 1930*, Göttingen 2003. 価値転換に関しては、次を参照。Bernhard Dietz/Christopher Neumaier/Andreas Rödder (Hrsg.), *Gab es den Wertewandel? Neue Forschungen zum gesellschaftlich-kulturellen Wandel seit den 1960er Jahren*, München 2014.

⁵⁴ これに関して次の研究が、適切な概論である。Schulz, *Lebenswelt*. Auch Ursula A. J. Becher, *Geschichte des modernen Lebensstils. Essen – Wohnen – Freizeit – Reisen*, München 1990. これは市民的な生活スタイルに関する問題にとって有益である。

⁵⁵ 次の論集の各々の論文を参照。Gunilla Budde/Eckart Conze/Cornelia Rau (Hrsg.), *Bürgertum nach dem bürgerlichen Zeitalter. Leitbilder und Praxis seit 1945*. Göttingen 2010; 市民的な特徴の持続性について東西ドイツの差異に関しては次を参照。Cornelia Rau, *Bürgerliche Kontinuitäten? Ein Vergleich deutsch-deutscher Selbstbilder*

und Realitäten seit 1945, in: *Historische Zeitschrift* 287 (2008), S. 341-362.

⁵⁶ 特に、次の文献を参照。Hans-Peter Müller, *Sozialstruktur und Lebensstile*, Frankfurt a.M. 1992; Michael Vester u.a. (Hrsg.), *Soziale Milieus im gesellschaftlichen Strukturwandel*, Frankfurt a.M. 2001; Jörg Rössel/Gunnar Otte (Hrsg.), *Lebensstilforschung*, Wiesbaden 2011 (KZfSS Sonderheft).

⁵⁷ 例として以下の文献などを参照。Steffen Mau, *Lebenschancen. Wohin driftet die Mittelschicht?*, Frankfurt a.M. 2012; Olaf Groh-Samberg u.a., *Investieren in den Status. Der voraussetzungsvolle Lebensführungsmodus der Mittelschichten*, in: *Leviathan* 42 (2014), S. 219-247.

⁵⁸ Franz Walter u.a. (Hrsg.), *Die neue Macht der Bürger. Was motiviert die Protestbewegungen?*, Reinbek 2013.

⁵⁹ こうした研究の取り組みとして、例えば中間層への福祉国家による規制の効果を分析する試みがある。Dagmar Hilpert, *Wohlfahrtsstaat der Mittelschichten? Sozialpolitik und gesellschaftlicher Wandel in der Bundesrepublik Deutschland (1949-1975)*, Göttingen 2012. ここでは、比較的詳細なイギリスとフランスとスウェーデンについての比較の視点が含まれている。

⁶⁰ 次の古典的なテーゼを参照。Peter Baldwin, *The Politics of Social Solidarity. Class Bases of the European Welfare State, 1875-1975*, Cambridge 1990.

⁶¹ 参照。Hilpert, *Wohlfahrtsstaat*.

⁶² Gosta Esping-Andersen, *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Cambridge 1990.

⁶³ Lepsius, *Soziologie des Bürgertums*, S. 80; 不均質な中間階級から特殊な社会的構成物へと形成される際に重要な、特別な行動様式と儀式の役割についての問題が補足されている。

⁶⁴ これに関して、都市市民層とそれとともに構成要素としての市民権に関連する、ローター・ガルの市民層研究プロジェクトがある。Lothar Gall, *Bürgertum in Deutschland*, Berlin 1989.

⁶⁵ Jürgen Kocka, *Bürgertum und Bürgerlichkeit als Probleme der deutschen Geschichte vom späten 18. Jahrhundert zum frühen 20. Jahrhundert*, in: ders. (Hrsg.), *Bürger und Bürgerlichkeit*, S. 21-63, hier S. 42f. („kein Stand, keine Klasse – eine Kultur?“).

⁶⁶ 次の文献は、模範としてしばしば取り上げられる。Kocka, *Bürgertum und bürgerliche Gesellschaft*, in: ders./Frevert (Hrsg.), *Bürgertum im 19. Jahrhundert*, S. 11-76, hier S. 27f; 関連する実証の例として次のものがある。Budde, *Blütezeit*; 批判的な研究の例として次のものがある。Nina Verheyen, *Unter Druck. Die Entstehung individuellen Leistungsstrebens um 1900*, in: *Merkur* 66 (2012), H. 756, S. 382-390.

⁶⁷ Wolfgang Kaschuba, *Deutsche Bürgerlichkeit nach 1800. Kultur als symbolische Praxis*, in: Kocka (Hrsg.), *Bürgertum und bürgerliche Gesellschaft*, Bd. 3, S. 9-44, hier S. 10, 15, 19; Hermann Bausinger, *Bürgerlichkeit und Kultur*, in: Kocka (Hrsg.), *Bürger und Bürgerlichkeit*, S. 121-142 (Zitat S. 122), さらにトーマス・ニッパードによる批評もある。Ebd. S. 143-148.

⁶⁸ Schulz, *Lebenswelt*, S. 3.

⁶⁹ 例として次の文献などを参照。Gunilla Budde, *Auf dem Weg ins Bürgerleben. Kindheit und Erziehung in deutschen und englischen Bürgerfamilien*, Göttingen 1994; Christiane Eisenberg, „English Sports“ und deutsche Bürger. Eine Gesellschaftsgeschichte 1800-1939, Paderborn 1999; Gudrun M. König, *Eine Kulturgeschichte des Spaziergangs. Spuren einer bürgerlichen Praktik 1780-1850*, Köln 1996.

⁷⁰ ヨアヒム・フィッシャーは、現代における市民的モデルのアクチュアリティを強く主張している。これは、まさに国際社会の

市民化のテーゼに他ならない。Joachim Fischer, *Wie sich das Bürgertum in Form hält?* Springe 2012. 差異化テーゼとして以下を参照。Karl-Siegbert Rehberg, „Neue Bürgerlichkeit“ zwischen Kanonsehnsucht und Unterschichten-Abwehr, in: Heinz Bude (Hrsg.), *Bürgerlichkeit ohne Bürgertum. In welchem Land leben wir?*, München 2010, S. 56-70; これについてのさらなる例として次を参照。Budde/Conze/Rauh (Hrsg.), *Bürgertum*.

⁷¹ Dieter Hein/Andreas Schulz (Hrsg.), *Bürgerkultur im 19. Jahrhundert. Bildung, Kunst und Lebenswelt*, München 1996, S. 10, 13; 他の例として次を参照。Ueli Gyr (Hrsg.), *Soll und Haben. Alltag und Lebensformen bürgerlicher Kultur*, Zürich 1995.

⁷² 筆者がこの理解を好んでいることは、明らかだろう。参照。Hettling, *Bürgerliche Kultur*.

⁷³ 理論の伝統については次を参照。Manfred Riedel, *Bürgerliche Gesellschaft. Eine Kategorie der klassischen Politik und des modernen Naturrechts*, Hrsg. v. Harald Seubert, Stuttgart 2011.

⁷⁴ ハンス＝ウルリッヒ・ヴェーラーは、こうした目標のユートピアを簡潔的確に記述しているが、私が思うに、それを政治的にはあまりにも自由主義的なものに制限してしまっている。これは19世紀以来、確かに主要な形態であったが、唯一可能なものではない。Hans-Ulrich Wehler, *Die Zielutopie der „Bürgerlichen Gesellschaft“ und die „Zivilgesellschaft“ heute*, in: Lundgreen, *Sozial- und Kulturgeschichte des Bürgertums*, S. 85-92.

⁷⁵ まさに「鞍部時代」における、市民と貴族が交流範囲において明らかに混在していたにもかかわらず、こうしたプロセスにおいて市民は決定的な役割を担った。

⁷⁶ 包括的な行動モデルとして構想され伝えられたわけでは決まらなかったために、「二次的な美德」はこれに代わる代替物として機能することはできなかった。次を参照。Paul Münch (Hrsg.), *Ordnung, Fleiß und Sparsamkeit. Texte und Dokumente zur Entstehung der „bürgerlichen Tugenden“*, München 1984.

⁷⁷ Friedrich H. Tenbruck, *Bürgerliche Kultur*, in: ders., *Die kulturellen Grundlagen der Gesellschaft*, Opladen 1989, S. 251-72, hier S. 251.

⁷⁸ Hettling, *Bürgerliche Kultur*; 次の文献から示唆を得た。Eibl, *Poesie*; Tenbruck, *Kultur*.

⁷⁹ これに関連して、古典的な宗教においても見いだせるのと同様、様々な問いに対する多様な答えを市民性は提供する。

⁸⁰ これに関するさらなる詳細は、次の文献を参照。Manfred Hettling/Stefan-Ludwig Hoffmann, *Der bürgerliche Werthimmel. Zum Problem individueller Lebensführung im 19. Jahrhundert*, in: *Geschichte und Gesellschaft* 23 (1997), S. 333-360.

⁸¹ これに関する例は、次を参照。Hettling/Hoffmann, *Werthimmel*. 例えば、自立性の観念の個人的な生活のあり方への実践、フリーメーソンの集会所での社交における友好関係、個人的な関係における誠実さなどが含まれる。

⁸² 以下の文献が、教育の意義に関するこれまで最良の説明である。Reinhart Koselleck, *Einleitung - Zur anthropologischen und semantischen Struktur der Bildung*, in: derr. Hrsg., *Bildungsbürgertum im 19. Jh., II: Bildungsgüter und Bildungswissen*, Stuttgart 1990, 11-46.

⁸³ Tenbruck, *Bürgerliche Kultur*, in: ders., *Grundlagen*, S. 253.

⁸⁴ Osterhammel, *Verwandlung*, S. 1103.

⁸⁵ 参照。Anat Shenker-Osorio, *Why Americans all Believe they Are Middle Class*. A Taxonomy of how we Talk about Class and Wealth in the United States Today, in: *The Atlantic*, August 1, 2013, www.theatlantic.com/politics/archive/2013/08/why-americans-all-believe-they-are-middle-class/278240/; Datenreport 2008. Ein Sozialbericht für die Bundesrepublik Deutschland, Bonn 2008, S. 178. オンライン上では次を参照。https://www.destatis.de/DE/Publikationen/Datenreport/

Downloads/Datenreport2008. pdf?__blob=publicationFile; Annette Schad-Seifert, *Japans Abschied von der Mittelschicht*, in: Peter Backhaus (Hrsg.), *Japanstudien 19: Familienangelegenheiten*, München 2007, S. 105-128, hier S. 106. オンライン上では次を参照。http://www.dijtokyo.org/doc/JS19_SchadSeifert.pdf.

⁸⁶ Silvia Popp, *Die neue globale Mittelschicht*, in: *Aus Politik und Zeitgeschichte* 64 (2014), Nr. 49, S. 30-37, hier S. 33. オンライン上では次を参照。http://www.bpb.de/apuz/196711/die-neue-globale-mittelschicht?p=all.

⁸⁷ 参照。Hsin-Huang Michael Hsiao (Hrsg.), *Chinese Middle Classes. Taiwan, Hong Kong, Macao and China*, London 2014; Margrit Pernau, *Bürger mit Turban. Muslime in Delhi im 19. Jahrhundert*, Göttingen 2008; Keith David Watenpaugh, *Being Modern in the Middle East. Revolution, Nationalism, Colonialism, and the Arab Middle Class*, Princeton 2006; Michael O. West, *The Rise of the African Middle Class. Colonial Zimbabwe, 1898-1965*, Bloomington 2002; Francesca Castellani/Gwenn Parent, *Being „Middle-Class“ in Latin America*, 2011 (OECD Development Centre, Working Paper 305). オンライン上では次を参照。http://www.oecd-ilibrary.org/docserver/download/5kg3jcdx4jlx.pdf?expires=1439796346&id=id&accname=guest&checksum=7AF70712BEBEAF3DF232334926CFCC88.

⁸⁸ Max Weber, *Wirtschaftsgeschichte. Abriß der universalen Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, Berlin 1923, S. 270f; ders., *Wirtschaft und Gesellschaft*, 5. Aufl., Tübingen 1980, S. 179.

⁸⁹ 「中間階級の社会化」の概念は、次の文献にまでさかのぼることができる。M. Rainer Lepsius, *Zur Soziologie des Bürgertums und der Bürgerlichkeit*, in: Kocka (Hrsg.), *Bürger und Bürgerlichkeit*, S. 79-100, hier S. 80.

⁹⁰ 例えば、アリアンツ社の「グローバル・ウェルス・レポート」のような調査では、「有産中間階級」(ウェルス・ミドル・クラス)に属する人を、一人あたりの世界的な平均財産額(17,700ユーロ2013年現在)の30~180%の範囲内の資本を所有する人と定義している。2000年以来、この財産層から6500万人が脱落し、4億9100万人が新たに加わったと調査は示している。全体としては、この時期に全世界で約10億人が、この「ウェルス・ミドル・クラス」に含まれるとされている。ここにおいて特徴的なのは、地域ごとの差異である。2000年以来、こうした中規模の財産を持つ人の割合は、ラテン・アメリカにおいて2倍となり、東欧では3倍になり、アジアにおいては7倍となっている。2000年頃にはこうした有産中間階級の60%が、北アメリカとヨーロッパで生活していたが、今日ではたった30%である。Allianz Global Wealth Report 2014, S. 13f., https://www.allianz.com/v_1411376188000/media/economic_research/publications/specials/de/AGWR14d.pdf.

⁹¹ 新興工業経済地域の各国内のこうした中間階級の差異についても、過小評価するべきではない。例えば、失業の際にはすぐさま破産するか、農村に戻らざるをえない「脆弱な中間階級」が多くいる一方で、明らかにより一層のグローバルなライフスタイルに近づいている「都市的な可視化された」中間階級も存在する。区別としての「脆弱な」ものと「都市的な可視化された」ものについては、次を参照。Popp, *Mittelschicht*.

⁹² 社会人類学的な記述の例として、例えば次の文献がある。Carla Freeman/Rachel Heiman/Mark Liechty (Hrsg.), *The Global Middle Classes. Theorizing through Ethnography*, Santa Fe 2012.

⁹³ 例えば、中国と台湾における「中国的な」中間階級についての個別研究は、次の文献を参照。Hsiao (Hrsg.), *Chinese Middle Classes*, vor allem S. 10 und S. 234-248; これは、特定の政治的な価値観への嗜好は確かに存在するものの、党と国家を越えた行動の可能性は、ほとんど存在しないことが強調されている。

⁹⁴ Max Weber, *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie* (zuerst: 1920-21), 3 Bde., Tübingen 1988; Bernhard Groethuysen, *Die Entstehung der bürgerlichen Welt- und Lebensanschauung in Frankreich* (zuerst: 1927), 2 Bde., Frankfurt a.M. 1978.

⁹⁵ マルクスは、市民を一方ではブルジョアジーに縮減し「階級」によって定義した。それによって同時に公民を肯定的なものとして解釈した。なぜなら、公民はそこにおいては階級の制約から解放されているからである。Riedel, *Bürger*, S. 716-719.